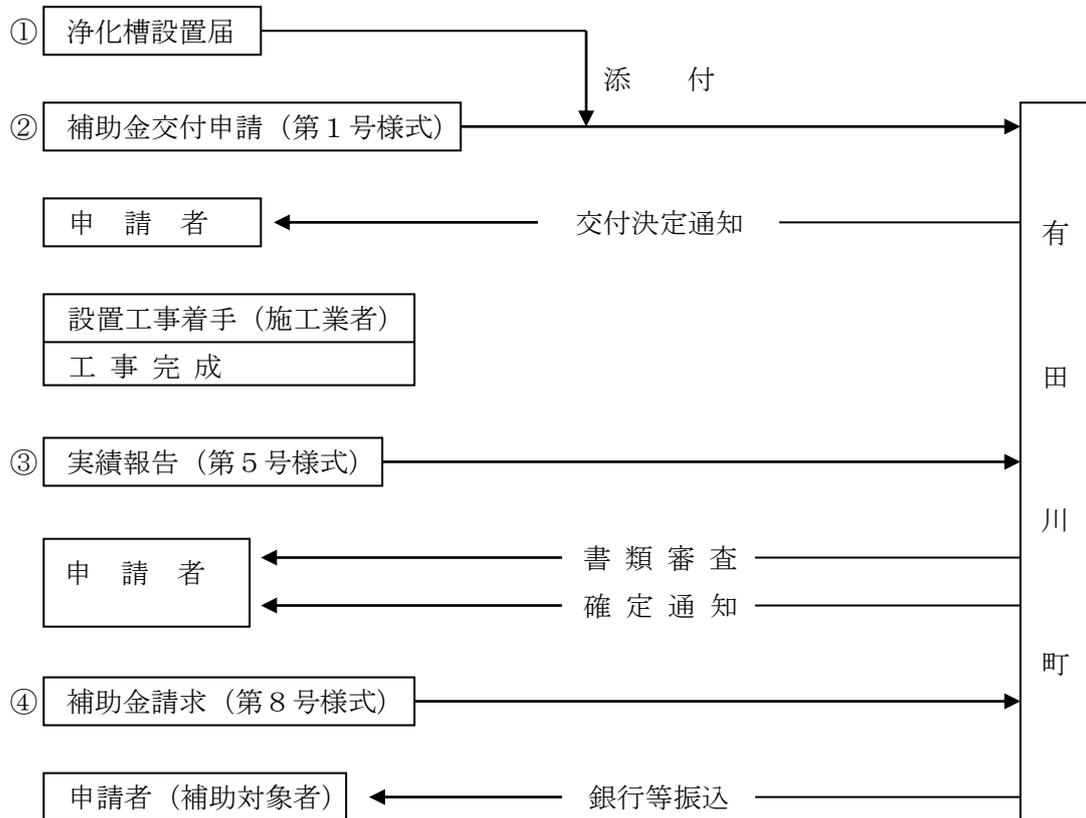


浄化槽設置補助申請等の留意事項

【1】補助申請手続きの流れ

補助申請の手続きをする場合、建築基準法又は浄化槽法の手続き完了後に行うこと。



☆ 必ず、上記手続きの順序を守ること。

【2】設置工事について

- 原則として設置工事は、交付決定通知を受けた後で着手すること。
- 必ず「分離マス」を設置すること。雨水排水は絶対につなぎ込まないこと。
- 理想勾配は2/100とする。
- 工事写真は必ず撮ること。

【3】実績報告書の提出

- 補助金に係る事業の完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。(期日厳守)